研修委員会運営内規

(総則)

- 1. 本委員会は研修委員会と称する。
- 2. 本委員会の運営に関しては以下の各項によるほか、「委員会の設置および委員の委嘱等に 関する内規」による。

(目的と機能)

- 3. 本委員会は情報科学技術協会の教育・研修活動を企画・運営し、情報科学技術に関する 基礎から応用までの教育、訓練を行い、また研究発表の場を提供する目的をもって以下 のことを行う。
 - 1) 講習会、セミナーおよび見学会・講演会等の企画および講師等の候補者を選定する。
 - 2) 前項に係わる開催案内等の広報活動を行う。

(委員会の構成)

4. 本委員会は原則として委員長1名、副委員長1名、委員10名程度および担当理事をもって構成する。ただし、委員長が必要と認めた場合は副委員長、委員の人数は必ずしもこの人数にこだわる必要はない。

(委員等の委嘱および解任)

5. 委員長、副委員長、担当理事および委員会顧問の委嘱および解任は第2項による。

(委員の任期)

- 6. 委員の任期は原則として2年とし、その他事項については第2項による。ただし、重任 は妨げない。
- 7. 委員長、副委員長、および委員会顧問の任期は原則として1年とする。ただし、重任は 妨げない。

(委員長等の職務)

8. 委員長、副委員長、担当理事および委員会顧問の職務は第2項による。

(その他)

9. 委員等は講習会・セミナー等の実施状況を把握し、今後の企画に役立てるため、必要に応じて講習会・セミナー等に随時出席する。

(附則)

- 1. 本内規は昭和57年5月27日の研修委員会において確認されたものである。
- 2. 1990年12月18日の理事会において、3項の協会名を改定。
- 3. 1996年10月17日理事会において、7項「協会会議室に於いて」を削除。
- 4. 1997年6月12日理事会において、3項2)、9項「ドクメンテーション・」を「INFOSTA」 に改定。
- 5. 1999年11月22日理事会において、5項の委員の任期3年を2年に改定。
- 6. 2019年3月26日の理事会で改訂。